入　札　説　明　書

「山形運輸支局酒田庁舎個別空調設置工事」に係る入札公告（令和8年11月5日付）に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）等の法令等に定めるものの他、この入札説明書によるものとする。

１．契約担当官等

支出負担行為担当官　東北運輸局長　三宅　正寿

２．仕様

別紙「仕様書」のとおりとする。

３．入札者の経営上の資格及び技術上の資格について

（１）　次の者は、競争に参加する資格を有さない。

①　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当する者

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当する者

③　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

④　労働者派遣法（第３章第４節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から５年を経過しない者

（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）

⑤　労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がある者（入札参加関係書類提出時において、直近２年間の保険料に未納がある場合。）

⑥　以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後２年を経過していない者

（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

・契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
・公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
・落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
・監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
・正当な理由が無くて契約を履行しなかった者
・入札に対し係官の業務を妨げ若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の答弁を行った者
・前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

⑦　東北運輸局長より指名停止措置を受け、指名停止期間中である者

（２）　令和７・８年度国土交通省一般競争及び指名競争参加資格　建設工事「管工事業」の部において「Ａ」又は「Ｂ」、希望部局登録で東北運輸局（「東運」または「全運」）が登録されていること。

（３）　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

（４）　会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。（当局の競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）」

（５）　当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

４．入札者に要求される事項

（１）　この入札に参加する者は、仕様書等の契約担当官等が示す図書及び現場等を熟覧し、東北運輸局競争契約入札心得を承諾のうえ、期日までに確認書を下記メールアドレスへ提出すること。

なお、電子入札の者は「様式６」を、紙入札の者は「様式７」を使用すること。

確認書提出先メールアドレス：tht-nyusatsukakunin@ki.mlit.go.jp

（２）　入札参加資格の証明書等として、下記書類を期限までに提出すること。
・ 競争参加資格格付けを証明する書類（「資格決定通知書」の写し）
・ 労働者派遣法、労働保険・厚生年金保険等に関する誓約書　（入札心得別添２）
　なお、電子調達の者は電子調達システム上で上記書類を提出し、紙入札の者は上記書類に加えて、紙入札参加願（様式１）を期日までに提出すること。
　証明書等を提出した者は、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
（３）　入札書の提出方法は次のとおりとする
①　電子調達システムによる入札の場合は、入札書を期限までに送信するものとする。
②　紙による入札の場合は、別途様式により入札書を作成し、封書に件名、入札者氏名を表記し、入札公告において指定する期限までに、指定する場所に持参しなければならない。
　また、入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載するものとする。
③　郵送による入札が認められている場合は、前途により作成した封書を郵送用の封書に入れ、指定する期限までに指定する場所に必着しなければならない。
　また、入札書の押印を省略する場合は、郵送用の封書に押印省略の旨を表記し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載するものとする。
④　紙入札方式による入札者にあって、代理人が入札する場合においては、委任状に記名のうえ、入札書と同時に提出することとする。
⑤　入札者又はその代理人は、本案件に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
（４）　「工事内訳書」の提出
　入札参加者は記名を行った工事内訳書を提出しなければならず、提出された工事内訳書について当局より適宜説明を求めることがある。また、工事内訳書が下の別表に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事内訳書提出業者の入札を無効とする。

別表「原則として下記各項に該当する工事内訳書を提出した業者の入札を無効とする場合」

1	未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)内訳書の全部又は一部が提出されていない場合 (2)内訳書とは無関係な書類である場合 (3)他の工事の内訳書である場合 (4)白紙である場合 (5)内訳書が特定できない場合 (6)他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2	記載すべき事項が欠けている場合	(1)内訳書の記載が全くない場合 (2)仕様説明書等に指示された内容を満たしていない場合
3	添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)他の工事の内訳書が添付されていた場合
4	記載すべき事項に誤りがある場合	(1)発注者名に誤りがある場合 (2)発注者案件名に誤りがある場合 (3)提出業者名に誤りがある場合 (4)内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
5	その他未提出又は不備がある場合	

（５）　落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

５．電子調達システム締切期限
（１）　入札参加申請及び入札書類データ（証明書等）提出締切期限
　　令和　８年 １１月 １９日 （木）　 １６時００分
（２）　入札書送信締切期限
　　令和　８年 １１月 ２４日 （火）　 １０時２５分

６．紙入札提出期限

（１）　紙入札方式参加願及び入札書類データ（証明書等）提出期限

令和　８年 １１月 １９日 （木）　１６時００分

（２）　入札書提出期限

令和　８年 １１月 ２４日 （火）　１０時２５分

７．開札執行日時

令和　８年 １１月 ２４日 （火）　１０時３５分

８．入札開札の場所

宮城県仙台市宮城野区鉄砲町１番地　仙台第４合同庁舎　５階

東北運輸局５階会議室

９．入札書の取扱い

提出された入札書は、開札前も含め返却しないこととする。

入札参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

10．落札者の決定方法

（１）　支出負担行為担当官が競争参加資格を有すると判断した者による入札であって、予算決算及び会計令第７９条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、予算決算及び会計令第８５条に基づく調査基準価格を設定した場合であって、最低入札価格が調査基準価格を下回った場合には、予算決算及び会計令第８６条に基づく調査を行うものとし、調査の結果、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

（２）　開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは原則として、その場で１回まで再度入札を行うものとする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第９９条の２の規定に基づく随意契約には移行しないが、再度入札時の応札価格と開差が僅少であるなどの場合は、随意契約に向けた協議に入ることがある。

この場合、入札辞退者を除くすべての入札参加者を対象（以下「対象者」という。）とする。

（３）　(１)及び(２)において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者が複数ある場合においては、くじ引きによって、落札者を決定する。

11．入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び虚偽の内容による記載を行った入札並びに以下により提出された入札は無効とする。

①　記名を欠く入札。

（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）

②　金額を訂正した入札。

③　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。

④　東北運輸局入札者心得、入札公告、入札説明書等で示した事項に関する条件に違反した入札。

12．入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏な挙動をする等の場合にあって、競争入札を公正に執行することが出来ない状態にあると認められる時は、本案件に係る入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

13. 入札辞退者の取り扱い

当初入札又は再度入札において入札を辞退した者は、それ以降の当該入札手続きに参加できないものとする。

入札参加者全員が入札を辞退した場合は、発注内容等の再検討等必要な措置をした上で再度公告入札又は指名換えを行うものとする。この場合、10.（２）の不落随契手続きへの移行はできないものとする。

14. 談合等不正行為があった場合の違約金等

① 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（ｉ）この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

（ⅱ）納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（ⅲ）前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（ⅳ）この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

② 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ､年３．０パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

③ 受注者がこの契約に基づく違約金、損害金又は賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金額支払の日まで年３．０パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

④ 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年３．０パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

15. 質問及び回答

① 質問については、軽微な事項については口頭及び電話等で受付け、その場で回答することとし、仕様の変更に係わる等重大な事項については原則として文書で受付けることとする。

② 質問書の提出期限 令和 ８年 １１月 １９日 （木） １２時００分

③ 仕様の変更に係わる等重大な事項についての質問書の回答については、回答書を仕様書の追補とし、遅滞なく入札参加申請者に通知するものとする。

16. 現場調査

現場調査を行いたい事業者がある場合は、当該工事場所の監督職員または東北運輸局総務部会計課管財係あてに事前に連絡を取り、許可を得てから行えるものとする。なお、調査を行う場合は車両等へ注意すること。また現場職員の指示に従って現場調査を行うこと。

17.　異議の申し立て

入札者は入札後、この入札説明書及び仕様書等について、不明を理由として異義を申し立てることはできない。

18.　低入札価格調査

（１）　予算決算及び会計令第８５条に基づく調査基準価格を設定した場合であって、入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、落札結果を保留とし、予算決算及び会計令第８６条に基づく調査を行うこととする。

（２）　調査基準価格を下回る入札をした者は、（１）の調査に協力しなければならない。

（３）　調査の対象となった者は、以下の資料を提出するとともに、契約担当官等からの事情聴取に応じること。

①　当該価格で入札した理由
②　入札金額の積算内訳書及び内訳明細書
③　施工体制台帳・体系図
④　手持工事び状況
⑤　契約対象工事等場所と入札者の事業所、倉庫等との関連
⑥　手持資材の状況
⑦　資材購入先及び購入先と入札者との関係
⑧　手持機械の状況
⑨　労務者の確保計画
⑩　過去に受注した公共工事名及び発注者
⑪　建設副産物の搬出地
⑫　財務諸表
⑬　その他契約担当官等が必要と判断する資料

（４）　調査の結果、最低価格をもって有効な入札を行った者により契約内容に適合した履行がされると認められる場合は、当該入札者を落札者として決定する。当該入札者の入札価格では、本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

なお、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、同様に（１）（３）（４）に沿って調査を行い落札者を決定することとする。

（５）　調査結果は、調査の対象となった者に対し文書で通知することとする。また、その他の入札者に対しては、電子調達システムその他の方法により落札者の決定があった旨を通知することとする。

（６）　調査の対象となった者が（３）に掲げる資料の提出に応じない場合又は不十分な場合には説明を求めるとともに、提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない場合がある。

19.　注意事項

①　本件は、電子調達システムにより入札及び契約を行う。ただし、電子調達システムによりがたい場合には、紙入札方式参加願、紙契約方式承諾願を提出し、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。

②　電子調達システムにより提出された入札書及び書面により提出された入札書については、全て有効なものとして取り扱うものとし、開札前であっても、差換、変更、取消はできないものとする。また、落札決定後における本案件の入札辞退等を行なう場合は、原則として指名停止措置を講じられるので、注意すること。

③ 契約書の作成

・競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

・「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

20.　その他

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。